会議・打合せ・視察顛末書

記録者	松田　麻紀子

決裁	市　長	副市長	教育長	部　長	次　長	課　長	課長補佐	主査 係長	グループ員

件　　名	令和６年第７回龍ケ崎市教育委員会定例会
年　月　日	令和６年７月２４日（水）午後２時００分～午後２時５０分
場　　所	龍ケ崎市役所５階第１委員会室
出席委員	大古輝夫教育長、根本勇一教育長職務代理者、山﨑麻里委員、膳法亜沙子委員
欠席委員	野中浩委員
傍聴者	３名
出　席　者	教育部長　中村　兼次 教育委員会事務局次長　大堀　敏雄 教育総務課長　名島　正博 文化・生涯学習課長　松崎　竜弥 指導課長　千葉　幸子 教育センター所長　熊澤　つむぎ 学校給食センター所長　岩井　務 教育総務課長補佐　海老原　弘一 教育総務課長補佐　助川　由紀子 教育総務課係長　松田　麻紀子
議事日程	１　開会 ２　前回会議録の承認 ３　教育長報告 ４　議　事 議案第１号　龍ケ崎市立学校児童又は生徒の問題行動に対する出席停止の手続きに関する規則の一部を改正する規則について 議案第２号　龍ケ崎市立学校管理規則の一部を改正する規則について 議案第３号　龍ケ崎市立学校設置条例の一部を改正する条例案に対する同意について 議案第４号　令和７年度使用教科図書の採択について ５　協議事項 （１）令和５年度龍ケ崎市教育委員会の事務に関する点検評価の報告について ６　報告事項 （１）大宮小学校・龍ケ崎小学校統合準備会だよりについて （２）（仮称）長山中学校区義務教育学校開校準備会だよりについて ７　閉会
教　育　長	（１）開会 委員の皆様、本日は、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。今回の教育委員会定例会を開催するに当たりまして、会議を傍聴したい旨、３名の方から申出がありましたので、委員の皆様方にお諮りしたいと思います。 本日の議事は、議案４件、協議事項１件、報告事項２件の審議が予定されておりますが、議案第４号については意思決定過程情報であることから非公開とし、それ

	以外の議事につきましては、公開として傍聴を許可してよろしいでしょうか。
全　委　員	異議なし。
教　育　長	それでは、本日の会議については、議案第４号を非公開とし、その他の議事については公開といたします。傍聴される方の入場をお願いいたします。 （傍聴者入場）
教　育　長	傍聴される方にお願いを申し上げます。傍聴に際しましては、教育委員会会議傍聴人規則に従いまして、会議中は御静粛にお願いします。なお、事務局から説明があったかと思いますが、議案第４号が非公開となりますので、一時ご退席いただくようになります。御了解お願いしたいと思います。 本日の会議は、野中委員が欠席されておりますが、定足数に達しておりますので、令和６年第７回龍ケ崎市教育委員会定例会を開会いたします。
教　育　長	（２）前回会議録の承認 はじめに、６月に開催した定例会の会議録の承認を行います。会議録につきましては、原案のとおりでよろしいでしょうか。
全　委　員	異議なし。
教　育　長	それでは、会議録については、原案のとおり承認いたします。
教　育　長	（３）教育長報告 続きまして、教育長報告をさせていただきます。 （社会を明るくする運動、県南教育長連絡協議会総会、第２回（仮称）長山中学校区義務教育学校開校準備会、令和６年第１回龍ケ崎市議会臨時会、令和６年度龍ケ崎市非核平和推進事業ヒロシマ・ナガサキ原爆写真パネル展、令和６年度第１回龍ケ崎市図書館協議会、令和６年度第１回龍ケ崎市地域クラブ活動移行推進協議会、令和６年度第１回龍ケ崎市社会教育委員会議、市英語プレゼンテーションフォーラム大会、学校長会議、教育支援調査委員会、諸帳簿検閲及び学力向上面接に係る計画訪問、不登校児童生徒支援教員加配校訪問、令和６年度第２回さわやか相談員・校内適応指導教室運営員研修会、夢ひろば所外活動キャンプ、令和６年度第１回いじめ問題対策連絡協議会、学校給食センター施設見学及び試食会） 私からの報告は、以上でございます。委員の皆様方から御質問等がございましたら、お願いいたします。
全　委　員	特になし。
教　育　長	（４）議案第１号　龍ケ崎市立学校児童又は生徒の問題行動に対する出席停止の手続きに関する規則の一部を改正する規則について及び、議案第２号　龍ケ崎市立学校管理規則の一部を改正する規則について それでは議事に入ります。議案第１号「龍ケ崎市立学校児童又は生徒の問題行動に対する出席停止の手続きに関する規則の一部を改正する規則について」及び議案第２号「龍ケ崎市立学校管理規則の一部を改正する規則について」関係する議案でございますので事務局から一括して説明をお願いします。 （次長　議案第１号及び議案第２号について説明）
教　育　長	ただいま、議案第１号及び議案第２号について説明がありましたが、採決は別々に行いたいと思います。まず、議案第１号について御意見等がございましたら、お願いいたします。

全　委　員	特になし。
教　育　長	それでは、採決に移ります。議案第１号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
全　委　員	異議なし。
教　育　長	異議なしと認め、議案第１号については、原案のとおり可決されました。
教　育　長	続きまして、議案第２号について御意見等がございましたら、お願いいたします。
根本委員	学校管理規則の第８条は、２項あって確か１項目が感染症に関することで、２項目が現在挙げられたものだと思うのですが今後、学校管理規則による出席停止は感染症のみになるということですか。
次　　長	はい。今回の改正はあくまでも学校教育に基づく出席停止に関することについてのみの改正となります。感染症についても深いところを読み込みますと、これが学校管理規則の規定文として良いのかも、これまた別の議論になりまして、これにつきましては感染症について規定を盛り込んだ時の背景といいますか根拠がはっきりしていない部分があるので、現時点としては学校管理規則の一部として、この改正後の規定文の中で対応していきたいと思います。
根本委員	現職だった時に、感染症に関するものと性行不良に関しては学校管理規則が唯一の拠り所として我々は頼っていたものですから、今後生徒指導関係については議案第１号の規則に移ってしまうとなると学校管理規則については感染症のみの対応になるということですよね。
次　　長	そうですね。根拠規則はそうなります。ただ、手続きは特に変わらないので校長先生の方から意見具申書を提出していただき教育委員会で最終的な判断をするという流れは変わらないです。
根本委員	素行不良による出席停止措置について学校管理規則に規定を残しておくという考慮はしないということですね。
次　　長	はい。そうですね。根拠法令との整合もありますので、学校教育法の中で出席停止については規則で明文規定されていますので、その通り行います。
根本委員	現場からすると一緒に学校管理規則に載っていた方が事務手続き上、非常に都合が良かったのですが仕方ないですね。では２項の校長は、前項に規定する処置を行ったときとある前項とは感染症のみということですね。
次　　長	おっしゃるとおりです。
教　育　長	その他にいかがでしょうか。それでは、採決に移ります。議案第２号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
全　委　員	異議なし。
教　育　長	異議なしと認め、議案第２号については、原案のとおり可決されました。
	（５）議案第３号　龍ケ崎市立学校設置条例の一部を改正する条例案に対する同意について
教　育　長	続いて、議案第３号「龍ケ崎市立学校設置条例の一部を改正する条例案に対する

	同意について」事務局から説明をお願いします。 （教育総務課長　議案第３号について説明）
教　育　長	ただいま、議案第３号について説明がありましたが、御意見等がございましたら、お願いいたします。
全　委　員	特になし。
教　育　長	それでは、採決に移ります。議案第３号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
全　委　員	異議なし。
教　育　長	異議なしと認め、議案第３号については、原案のとおり可決されました。
教　育　長	（６）議案第４号　令和７年度使用教科用図書の採択について 続いて、議案第４号「令和７年度使用教科用図書の採択について」となりますが、非公開となりますので、傍聴者の方にはここで一度ご退席いただくようになります。 （傍聴者退席）
教　育　長	それでは事務局から説明をお願いします。 （指導課長　議案第４号について説明）
教　育　長	ただいま、議案第４号について説明がありましたが、御意見等がございましたら、お願いいたします。 【意思決定過程情報のため非公開】
教　育　長	それでは、採決に移ります。議案第４号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
全　委　員	異議なし。
教　育　長	異議なしと認め、議案第４号については、原案のとおり可決されました。次の協議事項から公開となりますので、傍聴者の入場を許可します。 （傍聴者入場）
教　育　長	（７）協議事項１　令和５年度龍ケ崎市教育委員会の事務に関する点検評価の報告について 続いて、協議事項１「令和５年度龍ケ崎市教育委員会の事務に関する点検評価の報告について」事務局から説明をお願いします。 （教育総務課長　協議事項１について説明）
教　育　長	ただいま、協議事項１について説明がありましたが、これについて御質問等がございましたら、お願いいたします。
根 本 委 員	昨年度配られたのは、一次プランの最終的な報告だったのでしょう。あれから見

	ると項目が精選されて随分絞られたと感じました。昨年度は項目によって妥当性があるかは疑問の余地がありますが、数字的なもので示そうということがなされたのですが、今回のものは数字的に示されたものもありますけれども、文言で成果を示されたものもかなり見受けられました。それぞれの成果指標のなかで目標値というものが設定されて、そこで数値目標が示されているので、それぞれの項目においても客観的なデータとして可能な限り、数字的なもので示す努力をされた方がより見やすいのかな、あるいは理解が得やすいのかなと見たところです。それから、それぞれの細かい資料についても見ているのですが今回のそれぞれの項目について数字が出されているものが今年度のみというものがあります。昨年度のものを見てみると同じ内容項目のものが数字として示されて比較すれば、比較できるものもありましたので一次と二次という差はあるかと思いますが、参考というような数字でも良いので、出してみると以前から見たときに現在の教育の推進状況がプラスに働いているのか、あるいはマイナスなのかが見る者にとって、より分かる内容になるのかなと感じました。以上です。
教　育　長	その他に何かございますか。
膳 法 委 員	パーセンテージで示されていると思うのですが、子供の数はどんどん減っていくじゃないですか。１％を取ることが今後難しくなっていくということもありますので１％落ちる意味がこれまでと、これからでは意味が違ってくるのかなと思いまして、可能であれば絶対値を一緒に付けておくと良いのではと思いました。パーセンテージの意味合いがこれまでと比較しては違うのかなと思いましてコメントしました。
教　育　長	御意見として頂戴いたします。その他に何かございますか。それでは、頂いた御意見に基づき内容を修正させていただきます。
教　育　長	（８）報告事項１　大宮小学校・龍ケ崎小学校統合準備会だよりについて 続いて、報告事項１「大宮小学校・龍ケ崎小学校統合準備会だよりについて」です。事務局から説明をお願いします。 （教育総務課長　報告事項１について説明）
教　育　長	ただいま、報告事項１について、説明がありましたが、これについて御質問等がございましたらお願いいたします。
全　委　員	特になし。
教　育　長	（９）報告事項２　（仮称）長山中学校区義務教育学校開校準備会だよりについて 続いて、報告事項２「（仮称）長山中学校区義務教育学校準備会だよりについて」です。事務局から説明をお願いします。 （教育総務課長　報告事項１について説明）
教　育　長	ただいま、報告事項２について、説明がありましたが、これについて御質問等がございましたらお願いいたします。
膳 法 委 員	気になってしまったのですが長山中学校区義務教育学校だと２０文字を超えてしまうので、これはなしということでよろしいですか。
教　育　長	２０文字を超えてしまったものは、無効となりますね。
教育総務課長	漢字の数になるので２０文字以内となります。

教　育　長	ひらがなではなく漢字の文字で見るということですね。
膳 法 委 員	そうなると長山中学校区義務教育学校もありえるということですね。
教　育　長	そうですね。ありえますね。他に何かございますか。
全　委　員	特になし。
教　育　長	それでは本日の議事は以上ですので、これで閉会したいと思います。最後に、事務局から連絡事項がございます。
事　務　局	次回以降の会議の日程についてお知らせします。８月は、８月２９日（木）午後２時から、９月については、９月２５日（水）午後２時から予定しています。よろしくお願いいたします。
教　育　長	それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。お疲れさまでした。 【議決事項】 議案第１号　龍ケ崎市立学校児童又は生徒の問題行動に対する出席停止の手続きに関する規則の一部を改正する規則について 議案第２号　龍ケ崎市立学校管理規則の一部を改正する規則について 議案第３号　龍ケ崎市立学校設置条例の一部を改正する条例案に対する同意について 議案第４号　令和７年度使用教科用図書の採択について 【会議録調製年月日】 令和６年７月３１日 【会議録調製者】 龍ケ崎市教育委員会事務局　教育総務課　係長　松田　麻紀子 龍ケ崎市教育委員会会議規則第１５条及び第１６条の規定により、この会議録を調製させ、署名する。 教育長　　大　古　輝　夫

情 報 公 開	公開	非公開（一部非公開を含む）とする理由	（龍ケ崎市情報公開条例第９条５号該当） 意思決定過程情報（議案第４号）
		公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）	年　　月　　日